

事業番号	04 03 47	事業改善シート (26年度実施事業分)		<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	地域医療介護総合確保基金事業(医療分野)			担当課	部局	健康福祉部	
総合5か年計画	プロジェクト	4-2-2 健康づくり・医療充実プロジェクト			課・室	医療推進課	
	施策の総合的展開	6-1 健康で長生きできる地域づくり			E-mail	irvo@pref.nagano.lg.jp	
		4 医療施策の充実			実施期間	H26 ~	

1 事業の概要

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ○ どの医療圏においても県民が標準的な医療を等しく受けられる状況を創出 ○ 患者が早期に社会・在宅復帰し、地域で継続的に生活 ○ 機能別の病床構成の見直しにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供 																																					
現状(予算編成時)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三大疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞)に対する標準的な急性期医療提供体制が、未だ脆弱な二次医療圏(上小、上伊那、木曾、大北及び北信)が存在 ○ 在宅療養者の割合が高い中で、必ずしも在宅医療提供体制が十分確保されていない状況 ○ 病床が高度急性期に偏り、回復・慢性期機能病床が不足 																																					
県が関与する理由	県でなければ実施不可(法令等義務) 県民との協働による実施：実施は困難	【左記の説明、根拠法令等】 厚生労働省「平成26年度医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱」																																				
成果目標・事業内容	① 成果目標(H26)																																					
	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により県が作成した計画に基づき、病床の機能分化・連携、在宅医療の推進及び医療従事者の確保・養成のために必要な施設、サービス等の計画的な確保を図る。																																					
	② 事業内容 (単位:千円)																																					
	項目	実施方法	H26事業実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">H26</th> <th>H27</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(補正)</th> <th>(決算)</th> <th>(当初)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病床の機能分化・連携</td> <td>補助金</td> <td>法第4条第1項に定める県計画に掲載された事業の実施</td> <td>460,786</td> <td>156,200</td> </tr> <tr> <td>在宅医療の推進</td> <td>補助金・直接</td> <td>法第4条第1項に定める県計画に掲載された事業の実施</td> <td>149,512</td> <td>93,412</td> </tr> <tr> <td>医療従事者の確保・養成</td> <td>補助金・直接</td> <td>法第4条第1項に定める県計画に掲載された事業の実施</td> <td>31,456</td> <td>27,008</td> </tr> <tr> <td>医療提供体制改革推進のための事業</td> <td>補助金・直接</td> <td>法第4条第1項に基づく計画に掲載される病床機能分化・連携、在宅医療推進及び医療従事者確保・養成等の事業</td> <td></td> <td>1,222,535</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td></td> <td>641,754</td> <td>276,620</td> </tr> </tbody> </table>			H26		H27			(補正)	(決算)	(当初)	病床の機能分化・連携	補助金	法第4条第1項に定める県計画に掲載された事業の実施	460,786	156,200	在宅医療の推進	補助金・直接	法第4条第1項に定める県計画に掲載された事業の実施	149,512	93,412	医療従事者の確保・養成	補助金・直接	法第4条第1項に定める県計画に掲載された事業の実施	31,456	27,008	医療提供体制改革推進のための事業	補助金・直接	法第4条第1項に基づく計画に掲載される病床機能分化・連携、在宅医療推進及び医療従事者確保・養成等の事業		1,222,535	合計			641,754	276,620
		H26		H27																																		
		(補正)	(決算)	(当初)																																		
病床の機能分化・連携	補助金	法第4条第1項に定める県計画に掲載された事業の実施	460,786	156,200																																		
在宅医療の推進	補助金・直接	法第4条第1項に定める県計画に掲載された事業の実施	149,512	93,412																																		
医療従事者の確保・養成	補助金・直接	法第4条第1項に定める県計画に掲載された事業の実施	31,456	27,008																																		
医療提供体制改革推進のための事業	補助金・直接	法第4条第1項に基づく計画に掲載される病床機能分化・連携、在宅医療推進及び医療従事者確保・養成等の事業		1,222,535																																		
合計			641,754	276,620																																		

事業	区分(単位:千円)	24年度	25年度	26年度	27年度
		前年度繰越			
予算額	当初予算				1,222,535
	補正予算			641,754	
	合計(A)	0	0	641,754	1,222,535
	一般財源				
Aの財源	県債				
	国庫支出金				
	その他	0	0	641,754	1,222,535
	決算額(B)			276,620	
ト	概算人員数(人)			1.00	1.00
	概算人員費(C)	0	0	8,258	8,258
	概算事業費(B(A)+C)	0	0	284,878	1,230,793

成果目標の達成状況					
項目	H25末(実績)	H26			H27目標
		目標	成果	達成状況	
事業進捗率 (全体執行額/全体計画額)	—	73.90%	43.11%	未達成	70%

目標に対する成果の状況	国の事業スケジュールが非常にタイトで、国交付金の交付内示が10月であったことから予算措置が12月となった。これにより、事業の実施期間が実質3ヶ月程度しか確保できず、当初計画事業の執行率が想定を下回った。
-------------	---

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input checked="" type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施 年度内に補助事業が完了できるよう、事業の早期着手に十分配慮した執行スケジュールを組むよう努めていきたい。 引き続き、脆弱二次医療圏・三次医療圏の医療提供体制強化、病床機能転換の促進、在宅医療提供体制・訪問看護体制強化等に取り組んでいく。
--------------------	--